

馬を飼養管理している皆様へ 馬伝染性子宮炎検査が変わりました

毎年10月から12月に実施していた繁殖牝馬及び種雄馬の全頭一斉方式の伝染性子宮炎検査が廃止となっており、今年度からは、繁殖牝馬においては一部(社)日本軽種馬協会の助成を受け、高リスク群に検査対象馬を限定した新たな検査体制で実施しております。

また、種雄馬については、日高家畜衛生防疫推進協議会が検査手続きを行うこととなりました。変更内容につきましては、以下の通りとなりますので、ご確認の程、宜しくお願い致します。

主な変更内容

- ・巡回による全頭一斉検査が廃止されました。
- ・検査対象馬が次に該当する馬となりました。

① 国内初供用繁殖牝馬(上がり馬・輸入馬)

軽種馬で輸入して、繁殖に供する牝馬及び国内で繁殖に初供用する牝馬。

② 有症状繁殖牝馬

臨床的に子宮内膜炎、子宮頸管炎、膣炎等により、悪露などの症状があり、CEMを含む生殖器感染症が疑われる繁殖用軽種馬。

③ 種雄馬

①と②については、PCR検査料金及び検査機関(競走馬理化学研究所)への検体輸送量のみが助成対象となります。なお、③については、助成金はありません。

上記以外の繁殖牝馬のCEM検査については、助成対象外ですので、掛かりつけの獣医師にご相談下さい。

【①及び②の検査実施の流れ】

- ・掛かりつけの獣医師に検査を依頼し、採材した検体と検査申請書を直拵、日高家畜保健衛生所(旭町)へ搬入して下さい。
- ・検査結果が陰性の場合、日高家畜保健衛生所から陰性証明書が交付されます。
- ・検査にかかる採材技術料及び往診料は、飼養者負担となりますので、直拵獣医師へ支払うこととなります。
- ③については、種付け併用後(7月)と種付け併用前(12月)に日高家畜衛生防疫推進協議会より、検査実施の通知がありますので、通知に沿って、受検下さるようお願い致します。

上記について詳細、ご不明な点等がございます場合には、以下までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- 新ひだか町家畜自衛防疫組合事務局 新ひだか町役場農政課 TEL 0146-43-2111

労働保険への加入はお済みでしょうか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理・運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、個人・法人を問わず、加入が義務付けられています。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談下さい。

問い合わせ先

- 厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課 TEL 011-709-2311
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所